

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年7月22日（平成28年（行情）諮問第472号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（行情）答申第522号）

事件名：特定県との「核燃料税」についての打合せ概要等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月14日付け総税企第40号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分の判断を取り消し、行政文書すべてを公開すべきである。

審査請求人は、「平成23～25年度に法定外普通税「核燃料税」の更新について、地方自治体から説明を受けた際の「打ち合わせ概要」及び、提出を受けた「想定問答（集）」の行政文書を開示するよう求めたものである。開示決定通知書によると、不開示部分が5箇所（①福井県：県と事業者との連絡調整に関する部分②福井県：意見書を提出した者の氏名③青森県：核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分④青森県：施設ごとの税収に関する部分⑤佐賀県：県が意見聴取した者の氏名）に上った。

まず①について、総務省は「事業者と課税団体との連絡調整に関する部分には、記録者が要約した内容が含まれており、打合せ段階における不正確な情報得が明るみになる」としている。しかるに、この黒塗り部分は直前の記述が「計17%で関西電力・日本原子力発電と」となっており、「折り合った」「大筋で合意した」など、福井県と電力事業者との間で事実上、合意に至ったことを示す内容としか考えられない。4月19日に請求人が総務省自治税務局企画課企画係の職員Aに問い合わせたところ、「記録者があまりに要約しすぎて、明らかに違う内容を書いた」とのこと

であった。その主張が正しいとするならば、どこがどう、どれだけ違っていたのかを明らかにすべきである。また、明らかに異なる内容を書いたとするならば、公文書偽造にならないのであろうか。そもそも、大きな瑕疵のある記録に基づき、総務大臣が福井県の核燃料税に同意したことになるため、同意の効力が失われる可能性があるのではないか。

②は、福井県に対して意見書を提出した者の氏名が「個人に関する情報」との理由で、不開示となったものである。前後の文脈から、福井県の核燃料税の更新方針に対して、意見書を提出した専門家の氏名と解される。専門家の意見は、核燃料税に係る福井県の政策決定と表裏一体である。なぜなら、専門家の意見を参考にするつもりがないなら、専門家に意見を求める必要などないためである。なお、もし福井県がこの専門家に謝礼等を支払っていたならば、業務として述べた参考意見を基に、福井県が政策決定をしたことになり、過去の判断からも「非開示対象の個人」に該当しないことが明らかである。以上のような理由から、⑤も非開示対象とはならない。

③について、総務省は「対象施設に対する課税の有無の見込みについて言及した部分については、総務省において誤解に基づく記載を行ったおそれが強く」と説明している。だが、「誤解に基づく記載」をもって、行政文書を非開示とすることは、明らかに情報公開の理念に反している。そもそも、記録者以外の誰もこの文書のチェックをしてないのであろうか。誤解があったというならば、なぜ、どのように誤解したのかを詳細に示すべきである。

④を非開示した理由を、総務省は「施設ごとの税収を開示してしまうと、納税義務者の納税額が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあると認められるため」と主張している。しかし、青森県は施設ごとの税率を条例で定めている。現在の税率だと、例えば再処理施設の場合、受け入れた使用済み燃料に係る核分裂前のウラン1Kgにつき、1万9400円を課税しており、使用済み核燃料の量などはすでに公開されているため、簡単に税額を計算できる。そもそも日本原燃は使用済み核燃料の再処理などを手がける特殊な企業であり、他の企業との競争は存在しない。東北電力も総合資源エネルギー調査会の電気料金審査専門委員会への提出資料などで、核燃料税の負担額（青森、宮城県への支払額の合計）を明らかにしている。

さらに、青森県議会の会議録によると、平成23年11月30日の定例会にて、青森県の総務部長が議員の質問に対して、更新後2年間の施設ごとの税収見込み額および、全体の税収見込みを詳細に明らかにしている。総務省の言を借りるなら、青森県は公開の場ですでに「法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがある」情報を垂れ流している。それなのにな

ぜ、行政文書の開示請求に対して非開示とすべきなのか、明らかにされたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法4条1項の規定に基づいて行った平成28年2月7日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法9条1項の規定に基づいて行った原処分を不服として、同年4月24日付けをもって行われたものである。

(2) 本件審査請求の対象となる行政文書

ア 本件開示請求の内容

平成28年2月7日付けの本件開示請求の内容は、以下のとおり。

平成23年度から平成25年度までの、法定外普通税「核燃料税」の更新について、地方自治体から説明を受けた際の「打ち合わせ概要」と、提出を受けた「想定問答（集）」

イ 原処分について

処分庁では本件開示請求に係る文書中に、法5条1号（福井県が意見書を提出した者の氏名及び佐賀県が意見聴取した者の氏名）、2号イ（青森県の施設ごとの税収に関する部分）及び5号（福井県と事業者との連絡調整に関する部分及び青森県核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分）に該当する部分があると認められたため、当該部分を不開示とする原処分を行い、平成28年4月14日付け総税企第40号をもって審査請求人に通知したところである。

(3) 審査請求について

審査請求人は、平成28年4月24日付け（同年4月26日受理）で、原処分に対し、下記の理由により、処分を取り消し、行政文書の全部開示を求める審査請求を行った。

（審査請求理由）

ア 県と事業者との連絡調整に関する部分（福井県）

総務省は「事業者と課税団体との連絡調整に関する部分には、記録者が要約した内容が含まれており、打合せ段階における不正確な情報が明るみになる」としている。しかるに、この黒塗り部分は直前の記述が「計17%で関西電力・日本原子力発電と」となっており、「折り合った」「大筋で合意した」など、福井県と電力事業者との間で事実上、合意に至ったことを示す内容としか考えられない。4月

19日に請求人が総務省自治税務局企画課企画係の職員Aに問い合わせたところ、「記録者があまりに要約し過ぎて、明らかに違う内容を書いた」とのことであった。その主張が正しいとするならば、どこがどう、どれだけ違っていたのかを明らかにすべきである。また、明らかに異なる内容を書いたとするならば、公文書偽造にならないのであろうか。そもそも、大きな瑕疵のある記録に基づき、総務大臣が福井県の核燃料税に同意したことになるため、同意の効力が失われる可能性があるのではないか。

イ 意見書を提出した者の氏名（福井県）

福井県に対して意見書を提出した者の氏名が「個人に関する情報」との理由で不開示となったものである。前後の文脈から、福井県の核燃料税の更新方針に対して、意見書を提出した専門家の氏名と解される。専門家の意見を参考にするつもりがないなら、専門家に意見を求める必要などないためである。なお、もし福井県がこの専門家に謝礼等を支払っていたならば、業務として述べた参考意見を基に、福井県が政策決定したことになり、過去の判例からも「非開示対象の個人」に該当しないことが明らかである。

ウ 核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分（青森県）

総務省は「対象施設に対する課税の有無の見込みについて言及した部分については、総務省において誤解に基づく記載を行ったおそれが強く」と説明している。だが、「誤解に基づく記載」をもって、行政文書を非開示とすることは、明らかに情報公開の理念に反している。そもそも、記録者以外の誰もこの文書のチェックをしていないのであろうか。誤解があったというならば、なぜ、どのように誤解したのかを詳細に示すべきである。

エ 施設ごとの税収に関する部分（青森県）

総務省は、「施設ごとの税収を開示してしまうと、納税義務者の納税額が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあると認められるため」と主張している。しかし、青森県は施設ごとの税率を条例で定めている。現在の税率だと、例えば再処理施設の場合、受け入れた使用済み燃料に係る核分裂前のウラン1kgにつき、1万9,400円を課税しており、使用済み核燃料の量などはすでに公開されているため、簡単に税額を計算できる。そもそも日本原燃は使用済み核燃料の再処理などを手がける特殊な企業であり、他の企業との競争は存在しない。東北電力も総合資源エネルギー調査会の電気料金審査専門委員会への提出資料などで、核燃料税の負担額（青森、宮城県への支払額の合計）を明らかにしている。

さらに、青森県議会の会議録によると、平成23年11月30日の定例会にて、青森県の総務部長が議員の質問に対して、更新後2年間の施設ごとの税込見込み額および、全体の税込見込みを詳細に明らかにしている。総務省の言を借りるなら、青森県は公開の場ですでに「法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがある」情報を垂れ流している。それなのになぜ、行政文書の開示請求に対して非開示とすべきなのか、明らかにされたい。

オ 県が意見聴取した者の氏名（佐賀県）

上記イのような理由から、オも非開示対象とはならない。

（4）諮問庁の意見

以下のような理由から原処分を維持することが妥当である。

ア 県と事業者との連絡調整に関する部分（福井県）

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「（福井）県と事業者との連絡調整に関する部分」について福井県担当者が述べた箇所である。

原処分は、福井県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであるが、福井県からは、当該不開示箇所について「事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明」であり、「あくまで担当者としてのやりとりの可能性もある事項」が「事業者自体の考えと受け取られかねない」という意味で「不正確な情報」であるとの指摘があり、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。また、打合せ当時の福井県と事業者との連絡調整の状況について記載した資料もない。

これらを踏まえると、同月2日の打合せ時点において、当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。

また、5年ごとに福井県と事業者との間で同種の連絡調整を行った上で、核燃料税を更新していることを踏まえると、5年前の打合せ概要といえども、当該不開示箇所を開示することにより、同種の検討を行っている福井県における現在の審議に不当な影響を与えるおそれがあり、かつ、事業者が正常な環境の下で福井県と意見調整を行うことができなくなるなど事業者に不当な不利益を与えるおそれがあると認められると判断したものである。

以上のことから、原処分は適当である。

イ 意見書を提出した者の氏名（福井県）

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「（福井県に対し）意見書を提出した者の氏名」に係る箇所である。

当該不開示箇所については、個人の氏名が記載された箇所であり、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イからハまでに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。

なお、本件行政文書は、上記のような打合せ概要であり、総務省担当者が作成した打合せ概要に記載された、福井県に意見書を提出した者の氏名を不開示と判断したことについて、福井県が、当該提出者に謝礼等を支払っていたか否か、意見を基に政策決定をしたか否かは、福井県においては考慮すべき事項であったとしても、総務省は、謝礼等の支払や政策決定の当事者ではないため、考慮すべき事項ではないと考える。

以上のことから、原処分は適当である。

ウ 核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分（青森県）

本件において対象となった行政文書は、平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

原処分は、青森県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであり、青森県によると、当該不開示箇所について「青森県では未稼働施設を課税対象としておらず、当該施設に係る課税の取扱は今後の検討課題としている。当時の打合せにおいても、あくまで検討の可能性を伝えていると思われるが、正確なニュアンスで書き込まれていない」とされ、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。

これらを踏まえると、平成28年現在においても、青森県として、未稼働施設の取扱いが決まっていないものを、平成23年当時に、青森県担当者が当該施設に対する課税の有無の見込みについて言及していたとは考えにくく、当時の総務省担当者が誤解に基づいて打合せ概要を作成したおそれが強いと判断したものである。

総務省においては、青森県との間で核燃料物質等取扱税の更新に合わせて定期的に打合せを行っており、誤解に基づく記載を行ったお

それが強い箇所を訂正されないまま開示した場合には、今後、青森県との間で率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあると判断したものである。

以上のことから、原処分は適当である。

エ 施設ごとの税収に関する部分（青森県）

本件において対象となった行政文書は、平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「施設ごとの税収に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

原処分は、青森県に確認を行った上で判断したものであり、青森県によると、「施設ごとの税収は外部に公表していない」とのことであった。

このことから、公表されていない税務情報は、法的保護に値するものであり、開示してしまうと、納税義務者の納税額が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるとして、原処分において、不開示と判断したものである。

審査請求人によると、「使用済み核燃料の量などはすでに公開されているため、簡単に税額を計算できる」とされているが、青森県の核燃料物質等取扱税における使用済み燃料の貯蔵に係る課税標準は、「使用済み燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」であり、かつ、平成18年9月27日以前の貯蔵については適用されないことから、公表されている使用済み燃料の貯蔵量とは一致せず、正確に税額を計算することは困難であると考えられる。

また、審査請求人によると、平成23年11月30日の青森県議会定例会において、青森県総務部長が施設ごとの税収見込額等を明らかにしているとされている。確かに、当該定例会において、施設ごとの税収見込額として「再処理施設が約二百四十億六千万円」と当該部長が答弁していることが確認できる。しかしながら、再処理施設における課税客体は使用済み燃料の「受入れ」と「貯蔵」の2種類であり、その区別については答弁されておらず、本件行政文書について不開示としているのは、施設ごとの税収のうち、再処理施設における使用済み燃料の「貯蔵」に係る税収であることから、当該不開示箇所が公表済みの情報とはいえない。

以上のことから、原処分は適当である。

オ 県が意見聴取した者の氏名（佐賀県）

本件において対象となった行政文書は、平成24年10月25日に総務省と佐賀県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「（佐賀）県が意見

聴取した者の氏名」に係る箇所である。

当該不開示箇所については、個人の氏名が記載された箇所であり、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イからハまでに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。

なお、本件行政文書は、上記のような打合せ概要であり、総務省担当者が作成した打合せ概要に記載された、佐賀県が意見を聴取した者の氏名を不開示と判断したことについて、佐賀県が、当該提出者に謝礼等を支払っていたか否か、意見を基に政策決定をしたか否かは、佐賀県においては考慮すべき事項であったとしても、総務省は、謝礼等の支払や政策決定の当事者ではないため、考慮すべき事項ではないと考える。

以上のことから、原処分は適当である。

2 補充理由説明書

諮問庁としては、当初の理由説明書において、原処分の妥当性について説明したところであるが、以下のとおり説明を補充する。

(1) 理由説明書の(4)アについて

理由説明書の(4)アについては、次のとおり、不開示理由を変更することとした。

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「(福井)県と事業者との連絡調整に関する部分」について福井県担当者が述べた箇所である。

原処分は、福井県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであるが、福井県からは、当該不開示箇所について「事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明」であり、「あくまで担当者としてのやりとりの可能性もある事項」が「事業者自体の考えと受け取られかねない」という意味で「不正確な情報」であるとの指摘があり、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。また、打合せ当時の福井県と事業者との連絡調整の状況について記載した資料もない。

これらを踏まえると、同月2日の打合せ時点において、当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。

他方で、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所を取り巻く状況は事故以前よりも注視されている状況であり、特に原子力発電所の安全対策や電子力発電所が停止することによる

電気料金への影響は広く国民が注視しているところである。そのため、原子力発電所に係る安全対策等に使われ、かつ、総括原価方式により電気消費者の電気料金に影響を与え得る核燃料税に係る情報については、報道等を通じて世間に周知されやすい状況にある。

そのような状況下で、福井県と事業者との連絡調整に関する打合せ段階における不正確な情報が明るみになると、不正確な情報に基づいた報道等がなされ、福井県との連絡調整に係る不正確な情報が世間に周知されることとなり、その結果、事業者内外に対する誤解への対応が生じるおそれや、当該誤解に起因して企業イメージが低下するおそれがあることから、原処分における不開示箇所は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当する。

以上のことから、原処分は結論において適当である。

(2) 不開示とした部分とその具体的箇所について

原処分において不開示とした部分とその具体的箇所については別紙2のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年7月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月4日 | 審議 |
| ④ | 同年10月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月24日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年11月8日 | 審議 |
| ⑦ | 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成23年度から平成25年度までの、法定外普通税「核燃料税」の更新について、地方自治体からの説明を受けた際の「打ち合わせ概要」と、提出を受けた「想定問答（集）」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる18文書（本件対象文書）を特定し、その一部について、法5条1号、2号イ及び5号に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書を見分するに、不開示部分は、別紙2のとおり、文書1（福井県「核燃料税」についての打ち合わせ概要（平成23年6月2日））の

8か所（不開示部分①ないし不開示部分⑧）、文書3（青森県「核燃料物質取扱税」についての打合せ概要（平成23年11月7日））の4か所（不開示部分⑨ないし不開示部分⑫）及び文書14（佐賀県「核燃料税」についての打合せ概要（平成24年10月25日））の1か所（不開示部分⑬）である。

(1) 不開示部分①ないし③について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「（福井）県と事業者との連絡調整に関する部分」について福井県担当者が述べた箇所である。

原処分は、福井県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであるが、福井県からは、当該不開示箇所について「事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明」であり、「あくまで担当者としてのやりとりの可能性もある事項」が「事業者自体の考えと受け取られかねない」という意味で「不正確な情報」であるとの指摘があり、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。また、打合せ当時の福井県と事業者との連絡調整の状況について記載した資料もない。

これらを踏まえると、同月2日の打合せ時点において、当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。

(イ) 他方で、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所を取り巻く状況は事故以前よりも注視されている状況であり、特に原子力発電所の安全対策や原子力発電所が停止することによる電気料金への影響は広く国民が注視しているところである。そのため、原子力発電所に係る安全対策等に使われ、かつ、総括原価方式により電気消費者の電気料金に影響を与え得る核燃料税に係る情報については、報道等を通じて世間に周知されやすい状況にある。

そのような状況下で、福井県と事業者との連絡調整に関する打合せ段階における不正確な情報が明るみになると、不正確な情報に基づいた報道等がなされ、福井県との連絡調整に係る不正確な情報が世間に周知されることとなり、その結果、事業者内外に対する誤解

への対応が生じるおそれや、当該誤解に起因して企業イメージが低下するおそれがあることから、原処分における不開示箇所は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当する。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、核燃料税の見直しに関し、総務省職員が福井県の担当者から聞き取った事業者側の考えが要約の上、記載されていると認められる。

(イ) 当該各不開示部分について、諮問庁は、上記ア（ア）のとおり、記録者による要約が不正確である可能性が否定できないなどと説明しているところ、この説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、これを公にすると、不正確な情報に基づいた報道等がなされること等により、当該事業者に対する誤解への対応が生じるおそれや、当該誤解に起因して当該事業者のイメージが低下するおそれがあるなどとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は首肯でき、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示部分④ないし⑧について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、当該不開示箇所は、「（福井県に対し）意見書を提出した者の氏名」に係る箇所である。

当該不開示箇所については、個人の氏名が記載された箇所であり、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イから八までに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。（法5条1号該当）

なお、本件行政文書は、上記のような打合せ概要であり、総務省担当者が作成した打合せ概要に記載された、福井県に意見書を提出した者の氏名を不開示と判断したことについて、福井県が、当該提出者に謝礼等を支払っていたか否か、意見を基に政策決定をしたか否かは、福井県においては考慮すべき事項であったとしても、総務省は、謝礼等の支払や政策決定の当事者ではないため、考慮すべき事項ではないと考える。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示

部分には、「鑑定書」及び「意見書」を提出した大学教授及び准教授の氏名（姓）が記載されており、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該「鑑定書」は事業者が、当該「意見書」は福井県がそれぞれ任意に依頼して提出を受けたものであるが、これらについては、事業者においても、福井県においても、提出者の氏名を公にする慣行はないとのことであり、諮問庁のこの説明を覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

(エ) したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示部分⑨及び⑩について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 本件において対象となった行政文書は、平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、当該不開示箇所は、「核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

原処分は、青森県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであり、青森県によると、当該不開示箇所について「青森県では未稼働施設を課税対象としておらず、当該施設に係る課税の取扱は今後の検討課題としている。当時の打合せにおいても、あくまで検討の可能性を伝えていると思われるが、正確なニュアンスで書き込まれていない」とされ、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。

これらを踏まえると、平成28年現在においても、青森県として、未稼働施設の取扱いが決まっていないものを、平成23年当時に、青森県担当者が当該施設に対する課税の有無の見込みについて言及していたとは考えにくく、当時の総務省担当者が誤解に基づいて打合せ概要を作成したおそれが強いと判断したものである。

(イ) 総務省においては、青森県との間で核燃料物質等取扱税の更新に合わせて定期的に打合せを行っており、誤解に基づく記載を行った

おそれが強い箇所を訂正されないまま開示した場合には、今後、青森県との間で率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあると判断したものである。（法5条5号該当）

イ 検討

（ア）当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、核燃料物質等取扱税の見直しに関し、総務省職員が青森県の担当者から聞き取った課税対象施設についての考えの概要が記載されていると認められる。

（イ）当該各不開示部分について、諮問庁は、上記ア（ア）のとおり、正確なニュアンスで書き込まれていない旨青森県から指摘されており、当時の総務省担当者が誤解に基づいて打合せ概要を作成したおそれが強いなどと説明しているところ、この説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、こうした記載をそのまま公にすると、核燃料物質等取扱税の見直しに関する青森県の見解や対応姿勢などについて誤解や憶測を招き、総務省が青森県からの信頼を失うおそれがあると認められる。

（ウ）そうすると、当該各不開示部分については、これを公にすると、今後、青森県との間で率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯でき、国の機関及び地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

（4）不開示部分⑪及び⑫について

ア 諮問庁の説明の要旨

（ア）本件において対象となった行政文書は、平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、当該不開示箇所は、「施設ごとの税収に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

原処分は、青森県に確認を行った上で判断したものであり、青森県によると、「施設ごとの税収は外部に公表していない」とのことであった。

このことから、公表されていない税務情報は、法的保護に値するものであり、開示してしまうと、納税義務者の納税額が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるとして、原処分において、不開示と判断したものである。（法5条2号イ該当）

- (イ) 審査請求人によると、「使用済み核燃料の量などはすでに公開されているため、簡単に税額を計算できる」とされているが、青森県の核燃料物質等取扱税における使用済燃料の貯蔵に係る課税標準は、「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」であり、かつ、平成18年9月27日以前の貯蔵については適用されないことから、公表されている使用済燃料の貯蔵量とは一致せず、正確に税額を計算することは困難であると考えられる。
- (ウ) また、審査請求人によると、平成23年11月30日の青森県議会定例会において、青森県総務部長が施設ごとの税収見込額等を明らかにしているとされている。確かに、当該定例会において、施設ごとの税収見込額として「再処理施設が約二百四十億六千万円」と当該部長が答弁していることが確認できる。しかしながら、再処理施設における課税客体は使用済燃料の「受入れ」と「貯蔵」の2種類であり、その区別については答弁されておらず、本件行政文書について不開示としているのは、施設ごとの税収のうち、再処理施設における使用済燃料の「貯蔵」に係る税収であることから、当該不開示箇所が公表済みの情報とはいえない。

イ 検討

- (ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、総務省職員が青森県の担当者から聞き取った青森県の核燃料物質等取扱税の税収のうち再処理施設の使用済燃料の貯蔵に係る税収のおおよその額（不開示部分⑪）及び当該額が青森県の核燃料物質等取扱税の税収に占める割合（不開示部分⑫）が記載されていると認められる。
- (イ) まず、上記ア（ア）の諮問庁の説明については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、青森県によれば、青森県の核燃料物質等取扱税の税収については、「青森県歳入歳出決算書」等において公表されているが、総額しか公表されていないとのことである。この点については、諮問庁から提示を受けた「青森県歳入歳出決算書」等により当審査会においても確認できるところであり、その外、青森県が核燃料物質等取扱税の施設ごとの税収について外部に公表していない旨の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められない。

また、上記ア（イ）の、使用済燃料の量等は既に公表されているため税額は簡単に計算できる旨の審査請求人の主張については、当審査会において当該再処理施設を所有する事業者のホームページを確認したところ、確かに使用済燃料の貯蔵量は公表されていると認められるが、他方で、青森県核燃料物質等取扱条例を確認したとこ

ろ、当該核燃料物質等取扱税の課税標準及び適用については、上記ア（イ）の諮問庁の説明のとおりとされていると認められる（同条例4条1項（5）及び附則2号）。そうすると、公表されている使用済燃料の貯蔵量から正確に税額を計算することは困難である旨の諮問庁の説明は首肯できる。

（ウ）さらに、上記ア（ウ）の、平成23年11月30日の青森県議会議定例会において、青森県総務部長が施設ごとの税収見込額等を明らかにしている旨の審査請求人の主張については、当審査会において上記定例会の議事録を確認したところ、青森県総務部長の答弁において、再処理施設における課税客体である使用済燃料の「受入れ」と「貯蔵」の区別についてまでは言及されていないと認められる。

そうすると、本件対象文書について不開示としているのは、施設ごとの税収のうち、再処理施設における使用済燃料の「貯蔵」に係る税収であり、当該不開示箇所が公表済みの情報とはいえない旨の諮問庁の説明は首肯できる。

（エ）その外、青森県の核燃料物質等取扱税における再処理施設ごとの使用済燃料の貯蔵に係る税収の額が公にされていることをうかがわせる特段の事情もないところ、不開示部分⑪については、公表されていない特定法人の税務情報といえ、これを公にすると、納税義務者の納税額が特定され、法人の経営状況等が明らかになり、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（オ）また、不開示部分⑫について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、青森県における核燃料物質等取扱税の税収については総額が公表されている一方、当該再処理施設の設置者は1事業者のみであることから、これを公にすると、当該事業者の同税の再処理施設の使用済燃料の貯蔵に係る納税額が明らかになるとのことであり、諮問庁のこの説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

（カ）そうすると、不開示部分⑫についても、不開示部分⑪と同様の理由から、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（5）不開示部分⑬について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件において対象となった行政文書は、平成24年10月25日に総務省と佐賀県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、当該不開示箇所は、「（佐賀）県が意見聴取した者の氏名」に係る箇所である。

当該不開示箇所については、個人の氏名が記載された箇所であり、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イからハまでに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。（法5条1号該当）

なお、本件行政文書は、上記のような打合せ概要であり、総務省担当者が作成した打合せ概要に記載された、佐賀県が意見を聴取した者の氏名を不開示と判断したことについて、佐賀県が、当該提出者に謝礼等を支払っていたか否か、意見を基に政策決定をしたか否かは、佐賀県においては考慮すべき事項であったとしても、総務省は、謝礼等の支払や政策決定の当事者ではないため、考慮すべき事項ではないと考える。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、佐賀県職員による意見聴取の相手方の氏名（姓）が記載されており、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、佐賀県においては、一般に、意見聴取の相手方の氏名を公にする慣行はなく、当該意見聴取においても同様とのことであった。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

(エ) したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件対象文書には、別紙資料の存在が明記されているにもかかわらず、開示文書に当該別紙資料が添付されていないのがみられるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開示請求書において「「打合せ概要」と、提出を受けた「想定問答（集）」」と記載されていたため、別紙資料は対象文書として特定しなかったとのことであった。

当該資料の特定の要否について審査請求人は主張していないが、本来、このような別紙資料は、本体の文書と一体のものと考えて対象文書として特定すべきものであるから、処分庁における今後の開示決定等に係る事務処理において、対象文書の特定漏れがないよう適切な対応が望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び5号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象文書

- 文書 1 福井県「核燃料税」についての打合せ概要（平成 23 年 6 月 2 日）
- 文書 2 福井県「核燃料税」についての打合せ概要（平成 23 年 7 月 11 日）
- 文書 3 青森県「核燃料物質取扱税」についての打合せ概要（平成 23 年 1 月 7 日）
- 文書 4 石川県「核燃料税」についての打合せ概要（平成 24 年 7 月 4 日）
- 文書 5 核燃料税の更新に係る仮想問答（宮城県）
- 文書 6 鹿児島県「核燃料税」の更新についての打合せ概要（平成 24 年 4 月 27 日）
- 文書 7 参考資料（鹿児島県）
- 文書 8 北海道「核燃料税」の更新についての打合せ概要（平成 24 年 5 月 18 日）
- 文書 9 想定問答（北海道）
- 文書 10 愛媛県「核燃料税」の更新についての打合せ概要（平成 24 年 5 月 29 日）
- 文書 11 愛媛県「核燃料税」の更新についての打合せ概要（平成 25 年 8 月 9 日）
- 文書 12 想定問答（税務課）（愛媛県）
- 文書 13 青森県「核燃料物質取扱税」の更新についての打合せ概要（平成 25 年 10 月 7 日）
- 文書 14 佐賀県「核燃料税」についての打合せ概要（平成 24 年 10 月 25 日）
- 文書 15 想定問答（佐賀県）
- 文書 16 茨城県「核燃料等取扱税」の更新についての打合せ概要（平成 25 年 9 月 3 日）
- 文書 17 茨城県核燃料等取扱税条例について（H26. 2. 21 総務省）
- 文書 18 茨城県核燃料等取扱税条例（更新）臨時 Q & A

別紙 2

不開示部分

文書	不開示部分	不開示理由
文書 1	<p>① 開示文書 1 頁目の「5 概要」の「(1) 福井県の「核燃料税」について」の「<説明>」の「(福井県)」中 1 ポツ (中黒をいう。以下同じ。) 目の 2 行目の 8 文字目ないし 12 文字目</p> <p>② 開示文書 3 頁目の上から 3 つ目の「(総務省)」中 1 ポツ目の 1 行目の 28 文字目ないし 32 文字目</p> <p>③ 開示文書 4 頁目の「●総務省から福井県に対する要請事項まとめ」中「(4)」の 6 文字目ないし 10 文字目</p> <p>④ 開示文書 4 頁目の上から 4 つ目の「(総務省)」中 1 ポツ目の 1 行目の 4 文字目ないし 5 文字目</p> <p>⑤ 開示文書 4 頁目の上から 4 つ目の「(福井県)」中 1 ポツ目の 1 行目の 1 文字目ないし 4 文字目</p> <p>⑥ 開示文書 4 頁目の上から 4 つ目の「(福井県)」中 1 ポツ目の 1 行目の 8 文字目ないし 11 文字目</p> <p>⑦ 開示文書 4 頁目の「●総務省から福井県に対する要請事項まとめ」中「(7)」の 1 文字目ないし 4 文字目</p> <p>⑧ 開示文書 4 頁目の「●総務省から福井県に対する要請事項まとめ」中「(7)」の 8 文字目ないし 11 文字目</p>	<p>法 5 条 5 号 (補充理由説明書において法 5 条 2 号イに変更。)</p> <p>法 5 条 1 号</p>
文書 3	<p>⑨ 開示文書 6 頁目の「5 概要」の「【説明】」の「(青森県)」中 6 ポツ目の 2 行目の 27 文字目ないし 36 文字目, 同 3 行目の 1 文字目ないし 9 文字目</p> <p>⑩ 開示文書 6 頁目の「5 概要」の「【説明】」の「(青森県)」中 6 ポツ目の 4 行目 17 文字目ないし 35 文字目</p> <p>⑪ 開示文書 8 頁目の上から 4 つ目の「(青森県)」中 1 ポツ目の 2 行目 15 文字目ないし 18 文字目</p> <p>⑫ 開示文書 8 頁目の上から 4 つ目の「(青森県)」</p>	<p>法 5 条 5 号</p> <p>法 5 条 2 号イ</p>

	中1ポツ目の2行目30文字目	
文書14	⑬ 開示文書30頁目の「5 概要」の「(佐賀県)」中3ポツ目の1行目1文字目ないし2文字目	法5条1号